

5. 神戸大学学位規程医学研究科細則

(平成 20 年 3 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。)第 24 条の規定により、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第 2 条 規程第 7 条第 1 項に規定する修士論文の提出期限は、1 月 20 日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度の 7 月 20 日までに修士論文を提出することができる。

2 修士論文を提出しようとする者は、前項に定める論文提出期限の 3 月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文の題目を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出)

第 3 条 規程第 7 条第 1 項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書
- (7) その他標本等審査のため必要とするもの

2 前項の規定により博士論文を提出しようとする者は、博士課程に 3 年以上在学し、30 単位を修得していなければならない。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の博士論文の提出については、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、別に定める。

(博士課程を経ない者の学位申請の資格要件)

第 4 条 規程第 5 条第 2 項の規定により博士の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者については、基礎医学部門においては 5 年以上、臨床医学部門においては 6 年以上の研究歴を有する者
- (2) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程以外の課程を卒業した者については、基礎医学部門においては 7 年以上、臨床医学部門においては 8 年以上の研究歴を有する者

(3) 研究科において前2号と同等以上の学歴及び研究歴を有すると認めた者

2 前項に規定する研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本学の専任職員として医学の研究に従事した期間

(2) 研究科医科学専攻を退学した者の在学中の期間

(3) 研究科医科学専攻の研究生として医学の研究に従事した期間

(4) 研究科において前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(博士課程を経ない者の論文提出)

第5条 博士課程を経ない者で学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

(1) 論文目録

(2) 学位論文

(3) 学位論文の内容要旨

(4) 参考論文があるときは当該論文

(5) 履歴書

(6) 最終学校卒業証明書(本学医学部の卒業者にあっては、提出を要しない。)

(7) 研究歴に関する書類(本学医学部以外において研究に従事した者にあっては、指導者の証明を要する。)

(8) その他標本等審査のため必要とするもの

(学位申請者の資格調査)

第6条 研究科長は、前条に規定する学位論文の提出があったときは、研究科若しくは本学医学部に配置された、若しくは所属する専任職員、研究生又はこれらに準ずる者については関係の教員組織に、その他の者については教授会の議を経て、別に定める委員会(以下「委員会」という。)に第4条に規定する資格の調査を委嘱する。

2 前項の教員組織及び委員会は、資格の調査を終了したときは、その結果を研究科長に報告するものとする。

3 第1項の教員組織及び委員会の組織その他必要な事項については、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(資格の判定及び学位の申請)

第7条 研究科長は、教授会の議を経て前条に規定する教員組織又は委員会の調査の結果に基づいて、第4条に規定する資格を有するか否かについて判定する。

2 資格を有すると判定された者は、学位申請書2通に所定の論文審査料を添え、第5条に規定する書類及び資料等とともに研究科長を経て学長に提出するものとする。

(修士論文の審査委員)

第8条 規程第8条第2項に規定する修士論文の審査委員は、2人とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めたときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(博士論文の審査委員)

第9条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めたときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(最終試験及び試験の実施期日)

第10条 規程第9条に規定する修士の最終試験は、毎年2月中に行う。ただし、この細則第2条第1項ただし書の規定するところにより修士論文を提出した者については、当該論文が提出された年の8月中に行う。

2 規程第9条に規定する博士の最終試験及び規程第11条に規定する試験は、原則として論文審査の終了後1月以内に行う。

(試問)

第11条 規程第12条第2項に規定する学力確認の試問(以下「試問」という。)は、審査委員が行う。

(試問の範囲)

第12条 試問は、研究科における授業科目のうち、審査委員の定めるもの及び外国語について行う。

2 審査委員は、学位申請者の経歴、論文の内容等を考慮して、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、研究科における授業科目以外の科目についても、試問を行うことができる。

3 第1項に規定する外国語は、英語とする。

(試問の範囲の決定及び通知)

第13条 審査委員は、学位論文を受領したときは、速やかに試問する科目を決定し、学位申請者に通知する。

(試問の実施期日)

第14条 試問は、原則として論文審査の終了後1月以内に行うものとする。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則(平成28年9月30日)

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に関する取扱い内規

(平成25年10月 9日 医学研究科教授会制定)

改正 平成27年 4月 1日医学研究科教授会

(目的)

1. この内規は、神戸大学学位規程医学研究科細則（平成20年3月31日制定）（以下「細則」という。）第4条に規定する博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に係る取扱いについて定めるものとする。

(学位)

2. 学位は、本学において行われた研究に対して与えられるものとする。

ただし、本学と密接な関係を持つ研究機関等で行われた研究については、研究科長は、医学研究科教授会において学位を与えるべきか否かの審議を行なわせるものとする。

(身分)

3. 学位を申請しようとする者は、原則として、医学研究科医科学専攻、医学部医学科又は医学研究科附属教育研究施設（以下「本専攻」という。）において、教員、医員、技術職員（専任に限る）又は研究生（以下「教員等」という。）としての身分を2年以上有しており、かつ、申請時に教員等である者とする。

ただし、申請しようとする学位論文が、他大学等における研究と本学における研究とに関連があり、かつ、他大学等における業績も掌握してその旨報告書に明記され、なお本学において継続して完成させたものである場合に限り、医科学専攻教務学生委員会が適当と認めた場合には、本専攻における教員等としての研究歴が短期間であっても学位を申請することができる。

4. 「学内措置による神戸大学と民間機関等との連携による大学院教育を実施しようとする場合の取扱いについて（平成12年3月10日学長裁定）」記の5に基づき、本学と「教育及び研究への協力に関する協定」（以下「協定」という。）を締結している機関に協定締結後2年以上在籍する者は、前項の規定にかかわらず、医科学専攻教務学生委員会が適当と認めた場合は、学位を申請することができる。

(部門)

5. 基礎医学部門とは、医学研究科医科学専攻における次の各講座に属する教育研究分野とする。

生理学・細胞生物学講座

生化学・分子生物学講座

病理学講座

微生物感染症学講座

地域社会医学・健康科学講座

6. 臨床医学部門とは、医学研究科医科学専攻における次の各講座に属する教育研究分野とする。

内科学講座

内科系講座

外科学講座

外科系講座

(研究歴)

7. 研究歴については、細則第4条第2項第4号の規定に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 医学に関する研究科以外の研究科における研究が、広義での医学の研究に該当すると認められ

る場合は、その期間を研究歴として認める。

(2) 研究期間中に身分的な空白がある場合で、その身分的な空白期間中に本専攻の担当教授の指導を受けた場合にあっては、研究従事について指導した教員による証明が得られた場合に限り、その期間を研究歴として認める。

(3) 平成12年度以降における医員（研修医）の期間は、研究従事について指導教員による証明が得られた場合に限り、その期間を研究歴として認める。

なお、平成11年度以前の医員（研修医）の期間については、全ての期間を研究歴として取り扱う。

(4) 本学医学部附属病院総合臨床教育センターが実施する臨床研修（3年目以降の研修を含む。）のうち、附属病院以外の協力型臨床研修病院における研修期間は、研究従事について総合臨床教育センター長及び指導した教員による証明が得られた場合に限り、その期間のうち50%を研究歴として認めることができる。

ただし、認める研究歴は3年を限度とする。

(5) 本学医学部学士入学制度により編入学した者で、その在学期間中の当該研究成果に基づく論文により学位申請を行う者については、その在学期間を研究歴として認める。ただし、第2年次へ編入学した者には適用しない。

(6) 本学大学院医学研究科医学研究員としての研究期間は研究歴として認めない。

(7) 技術職員の期間は、その期間を指導した教員の研究従事についての証明が得られれば、研究歴として認める。

(8) 研究科において前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間は、医科学専攻教務学生委員会において審議し、研究歴として取り扱うことができる。

8. この内規の実施上又は解釈上に疑義があるときは、医学研究科教授会の議を経て、研究科長がこれを決定する。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から実施する。

2. 「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ」（平成20年4月1日医学研究科教授会制定）、
「医学研究科、医学部及び同附属教育研究施設に所属する技術職員が学位を申請する場合の取扱いに関する申合わせ」（平成16年4月1日医学系研究科教授会制定）及び「医学研究科、医学部及び同附属教育研究施設に所属する技術職員の学位申請に係る審査基準等に関する申合わせ」（平成14年2月12日医科学専攻会議制定）は廃止する。

3. 次のいずれかに該当する者から学位申請があった場合は、「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ」（平成20年4月1日医学研究科教授会制定）の例によることができる。

①平成30年3月31日までに学位申請を行った者

②技術職員のうち、実施日までに「医学研究科、医学部及び同附属教育研究施設に所属する技術職員が学位を申請する場合の取扱いに関する申合せ（平成16年4月1日制定）」により研究開始が認定されている者

③平成26年3月31日現在、医学研究科研究生として在籍している者

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

博士課程を経ない者の学位論文審査に関する申合せ

(平成25年10月9日 医学研究科教授会制定)

(平成31年3月19日 医学研究科教授会改正)

(令和2年3月17日 医学研究科教授会改正)

この申合せは、神戸大学学位規程医学研究科細則（平成20年3月31日制定）（以下「細則」という。）及び「博士課程を経ない者の学位申請の資格要件に関する取扱い内規（平成26年4月1日制定）」（以下「内規」という。）に規定する学位論文審査について定めるものとする。

（身分）

1. 内規第3項の他大学における研究とは、国内及び国外の大学の医学部における専任教員又は研究機関の研究者としての研究をいう。
2. 医科学専攻を担当する教授の下で研究を行っているバイオングナル総合研究センター、都市安全研究センター及び保健管理センターに主配置された教員については、医科学専攻において身分を有する者として取り扱うものとする。

（学位論文）

3. 細則第5条第2号に規定する学位論文は、次のいずれかに該当する国際欧文雑誌に掲載若しくは受理された原著論文とし、かつ、学位申請者が筆頭著者であるものに限るものとする。
ただし、掲載後5年以内のものとする。
 - (1) クラリベイト・アナリティクス社提供データベース「Science Citation Index Expanded」の定義する Impact Factor（以下「Impact Factor」という。）が4以上の国際欧文雑誌
 - (2) 1995年度以降に Impact Factor が4以上であった国際欧文雑誌
 - (3) 「医科学専攻における修業年限の特例に関する申合せ」（平成16年3月22日医科学専攻会議制定）の別表に掲げる国際欧文雑誌
4. 共著者のある学位論文の場合は、次の条件を満たしているものとする。
 - (1) 学位申請者が研究及び論文作成の主働者であること。
(例：学位申請者が筆頭著者であること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。)
 - (2) 論文の共著者から当該論文を学位申請者の学位論文とすることについての明白な了解を示す文書が添付されていること。
 - (3) 共著者の数は、3人以内であること。ただし、研究の内容・方法によってはこの限りではない。

（研究歴）

5. 内規第7項(2)の研究歴について、履歴書には、「神戸大学大学院医学研究科医科学専攻〇〇講座 〇〇教授指導の下に研究に従事」と記載するものとする。

（論文審査委員）

6. 「課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ II 論文審査委員」の規定に準ずるものとする。

（研究発表会）

7. 「課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ III 研究発表会」の規定に準ずるものとする。

（経過措置）

8. この申合せは、平成26年4月1日から適用とするが、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間を経過措置期間とする。

なお、学位申請者に対し、本申合せ又は「博士課程を経ない者の学位申請に関する申合せ（平成26年3月31日廃止）」のいずれを適用すべきかを判断する場合、その基準となる研究歴の算出期間は平成26年3月31日又は平成30年3月31日までの期間で算出する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年3月17日から施行する。

(参 考)

教員，医員

- ①平成26年3月31日までに研究歴を満たせる場合，旧基準で申請可。
- ②平成26年3月31日までに研究歴を満たせないが，平成30年3月31日までに研究歴を満たし，かつ学位申請を行った場合
 - 1) 学位論文の **Impact Factor** が4以上の場合，新・旧基準で申請可。
 - 2) 4未満であるが別表の国際欧文雑誌に掲載された場合は，新・旧基準で申請可。
 - 3) 上の2つでない場合は，旧基準で申請可。
- ③平成30年3月31日までに研究歴を満たせない場合，新基準で申請又は大学院入学を勧める。
(Ex.平成25年前後に教員，医員に採用された者)

技術職員

- ①平成26年3月31日までに研究開始が認定された場合は，旧基準で申請可。
- ②平成26年4月1日以降に採用された場合は，新基準で申請。

研究生

- ①平成26年3月31日現在，医学研究科研究生として在籍している者が，平成26年4月1日以降も在籍し，学位申請した場合は，旧基準で申請可。
- ②平成26年4月1日以降に研究生として入学した場合は，新基準で申請。
ただし，平成30年3月31日までに研究歴を満たし，かつ学位申請を行った場合は，旧基準で申請可。

	卒業大学	必要な研究歴		
			改正前	改正後
教員 医員 研究生	6年制	基礎系	5年	
		臨床系	6年	
	4年制	基礎系	7年	
		臨床系	8年	
技術職員	6年制	基礎系	6年	5年
		臨床系		6年
	4年制	基礎系	8年	7年
		臨床系		8年

博士課程を経ない者の学位申請に係る外国語試験に関する申合せ

平成16年 3月22日 医科学専攻会議制定
改正 平成25年10月 9日 医学研究科教授会
改正 平成27年 4月 1日 医学研究科教授会
改正 平成29年 7月19日 医学研究科教授会

1. 神戸大学学位規程医学研究科細則（以下「細則」という。）第5条に規定する博士課程を経ない者が学位を申請しようとするときは、申請前に外国語試験（以下「語学試験」という。）を受験し、合格しなければならない。
2. 語学試験を受験することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 医学研究科医科学専攻、医学部医学科又は医学研究科附属教育研究施設に教員、医員、技術職員（専任に限る）又は研究生として身分を有する者
 - (2) 「論博方式」による学位申請予定者
 - (3) 論博方式に準じた事業等による学位申請予定者
 - (4) その他医学研究科教授会の議を経て、研究科長が認めた者
3. 語学試験は、年1回実施し、博士課程入学試験と同じ時期に同じ方法で行うこととする。
4. 語学試験を受験する者は、指定の期日までに所定の受験申請手続を行わなければならない。
5. 語学試験の科目は、英語とする。
6. 語学試験の試験委員は、博士課程入学試験の試験委員とする。
7. 合否については、医学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、合格者には合格証明書を交付する。
8. 合格者は、合格した日（教授会承認日）から5年学位申請を行うこととする。
ただし、学位申請を行わなかった場合は、失効するものとする。
9. 細則第12条に規定する審査委員が行うべき外国語の試問については、医学研究科教授会の議を経て、研究科長が語学試験委員に委託する。
10. この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、医学研究科教授会で定める。

附 則

1. この申合せは、平成16年4月1日から実施する。
2. この申合せ実施の際、現に「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」に基づく語学試験の2ヶ国語に合格している者にあつては、なお従前の例による。
3. 昭和56年4月1日研究科委員会制定の「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」及び平成13年3月21日博士課程委員会制定の「学位申請（乙号）に係る外国語試験問題について」は廃止する。

附 則

1. この申合せは、平成23年11月9日から実施する。
2. この申合せ実施の際、現に「学位申請者（乙号）の外国語試験に関する内規」に基づく語学試験の2ヶ国語に合格している者にあつては、なお従前の例による。

附 則

1. この申合せは、平成26年4月1日から実施する。
2. 平成26年3月31日までに語学試験に合格した場合は、従前の例による。

附 則

この申合せは、平成２７年４月１日から実施する。

附 則

この申合せは、平成２９年８月１日から実施する。

医学研究科における博士論文の公表に係る申合せ

(平成26年 5月14日 医学研究科教授会制定)

神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項(以下「取扱要項」という。)に規定する博士論文の公表について、医学研究科における取扱いを次のとおり定める。

1. 国際欧文雑誌の Online 版に掲載された又は掲載予定である博士論文の全文の公表は、取扱要項第3(3)に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとし、原則、非公表とする。
2. 国際欧文雑誌の Online 版に掲載されない博士論文については、学位申請者は博士論文の全文の公表、公表延期もしくは非公表のいずれかを申し出ることとする。ただし、公表延期あるいは非公表を申し出た場合は、取扱要項に定めるとおりとする。
3. 取扱要項第3の「要約」は、博士論文の内容の要旨をもって代えることができる。

附 則

この申合せは、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。